

公文書館機能における課題について

歴史的文書を保存し、利用に供する公文書館としての機能について、現在の県政史料室における課題を検討するため、国立公文書館をはじめとした各団体の公文書館機能の状況と本県の今後の方向性について、整理したものです。

- 収集
 - (1) 寄贈・寄託 資料 2 - (1)
～公文書以外の資料の受入れについてどのように取扱うべきか～
 - (2) 地方機関等の歴史的文書 資料 2 - (2)
～地方機関等の歴史的文書を保存するには特別の管理がなされるべきか～
- 保存
 - (3) 保存環境 資料 2 - (3)
～文書等を適切に管理するためにはどのような保存環境が必要か～
 - (4) 代替物の作成・修復 資料 2 - (4)
～劣化した資料の代替物の作成や修復をどのようにすればよいか～
- 利用
 - (5) 利用請求 資料 2 - (5)
～利用請求権の位置付けに伴う行政手続をどのように行うか～
 - (6) 簡便な利用 資料 2 - (6)
～利用請求の手続によらない簡便な利用方法が必要ではないか～
 - (7) 利用制限基準 資料 2 - (7)
～利用制限情報の該当性の判断基準はどうすべきか～
 - (8) 検索・レファレンス 資料 2 - (8)
～検索ツールやレファレンスをどのように充実させるか～
 - (9) デジタルアーカイブ 資料 2 - (9)
～利便性向上のためインターネット上でどのように情報提供するとよいか～
- その他
 - (10) 情報発信 資料 2 - (10)
～広く一般の利用に供するためにどのような展示や施設整備が必要か～
 - (11) 調査研究 資料 2 - (11)
～保有している資料の調査研究とその公表をどのように行うか～
 - (12) 職員の資質 資料 2 - (12)
～今後の県政史料室に求められるのはどのような人材か～
 - (13) 県政史料室の位置付け 資料 2 - (13)
～公文書館機能が確保されるなら、必ずしも条例設置でなくてもよいか～

<参考資料>

収集	(2) 行政文書の除外規定について	参考1
	地方機関の公文書管理に関する調査結果について	参考2
保存	(3) 各媒体に適した温湿度について	参考3
利用	(5) 利用請求に対する措置について	参考4
	(6) 簡便な方法による利用について	参考5
	(7) 時の経過を考慮した利用制限情報該当性の判断基準について	参考6
	行政手続法・条例について	参考7
その他	(10) 各都道府県公文書館等の開館日	参考8
	(12) 登録アーキビストについて	参考9
	(13) 各都道府県公文書館の設置状況	参考10
	公文書館設置条例以外での公文書館の設置例について	参考11

収集(1) 寄贈・寄託

意見交換内容 ○ 公文書以外の資料の受入れについてどのように取扱うべきか

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
<p>独立行政法人国立公文書館は、法人等又は個人から寄贈又は寄託する旨の申出があった文書について、以下の基準のいずれかに該当すると認めるものを歴史公文書等として受け入れるものとする。</p> <p>(1) 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの</p> <p>(2) 館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの</p> <p>(3) 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの</p> <p>(国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱(平成23年4月1日館長決定))</p> <p>○受け入れた文書例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西園寺公望・元総理の演説草稿 ・佐藤栄作・元総理の日記 ・枢密院憲法改正関係資料(井手成三・元法制局次長旧蔵) ・「平成」の額(竹下登・元総理旧蔵) ・国際通信関係資料(KDDI株式会社旧蔵) など <p>(平成26年度末現在 寄贈27件、寄託3件)</p>	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>国立公文書館では、基準に該当するものに限定して、公文書以外の資料の受入れを行っています。</p> <p>滋賀県では、昭和57年12月に策定された「滋賀県公文書センター(仮称)建設基本構想」において、「歴史的、文化的価値を有する文書については、公文書センターであわせて保存すべきであるという考え方もあるが、組織上の制約や、スペースの確保の点で非常に大規模なものとなり、困難な点が多い。現状では、やむを得ずこれらのものは他の機関にゆだねざるを得ない」と記載されています。これまで、膳所藩資料や大津事件関係資料の一部については、県立図書館および県立琵琶湖文化館へ移管を行っています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p>	
<p>○これまでの他機関への移管</p> <p>昭55 膳所藩資料約260冊、町村絵図約1,100点 県立図書館へ</p> <p>平25 膳所藩資料8冊 県立図書館へ</p> <p>年不詳 大津事件関係資料の一部99点(県指定有形文化財)</p> <p style="text-align: right;">県立琵琶湖文化館へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件顛末書等(明24) 12点 ・永井家土地家屋・記念品買収関係文書(明31) 46点 ・記念品類(サーベル、ハンカチ等) 12点 など 	<p>公文書以外の資料については、他機関に移管を行ってきた経緯もあり、収集をしていないが、国立公文書館のように対象を限定すれば、寄贈を受け入れる余地はあるのではないか。</p>	

収集(2) 地方機関等の歴史的文書

意見交換内容 ○ 地方機関等の歴史的文書を保存するには特別の管理がなされるべきか

	「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国	<p>この法律において「行政文書」とは、……当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p> <p>(3) <u>政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p style="text-align: right;">(公文書管理法 2 条 4 項)</p> <p>法第 2 条第 4 項第 3 号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。</p> <p>(1) 適切な保存 (2) 目録の公開 (3) 利用制限事由以外の制限なし (4) 利用方法および期間の公開 (5) 個人情報の漏えい防止</p> <p style="text-align: right;">(公文書管理法施行令 4 条)</p>	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>国では、公文書管理法 2 条 4 項 3 号、同条 5 項 3 号に基づき、公文書管理法施行令 4 条において定める 5 要件を満たしていれば、特別の管理を行っている施設（歴史的資料等保有施設）として内閣総理大臣が指定します。これらが管理する文書については、行政文書の管理に関する規定の対象外となります。</p> <p>公文書管理条例制定 4 県においても、特別の管理がされているものについては、公文書の対象外とされており、熊本県では、国と同様の 5 要件を満たしていれば特別の管理がされているものとして知事が指定することとなっています。</p> <p>滋賀県では、県立近代美術館や県立琵琶湖博物館で保存されている資料など、情報公開条例 2 条 2 項の特別の管理がされているものについては、公文書の対象外としていますが、特別の管理およびその施設については、詳細な規定を設けていません。県政史料室が保有する歴史的文書は、その特別の管理がされているものとして、情報公開条例の適用除外とし、「滋賀県歴史的文書に関する閲覧要綱」に基づき利用に供しています。</p>	
条例制定 4 県	<p><u>〔参考 1〕「行政文書の除外規定について」参照</u></p>	<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>地方機関等が保有する公文書のうち歴史的価値を有する文書について調査したところ、本庁文書庫で受け入れた場合、現在のところでは文書庫の収容能力に大きな影響を及ぼすことはないと思込まれることから <u>〔参考 2〕「地方機関の公文書管理に関する調査結果について」参照</u>、県政史料室に移管し、一元的に利用に供することが適切であると考えられます。</p>	
滋賀県	<p>この条例において「公文書」とは、……当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) <u>滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</u></p> <p style="text-align: right;">(滋賀県情報公開条例 2 条 2 項)</p>	<p>しかし、近江学園や水産試験場などの研究や見学などで訪れる方が多い施設においては、職員による説明も期待できるため、特別の管理がされているものとして当該施設で利用に供することが適当ではないか。</p> <p>その場合、大学や学校で保有している研究等に用いる資料をどのように位置付けるべきか。</p>	

保存(3) 保存環境

意見交換内容 ○ 文書等を適切に管理するためにはどのような保存環境が必要か

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
<p>国立公文書館</p> <p>【温湿度】 温度を22℃、相対湿度を55%に設定（参考：国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年7月12日文化庁長官裁定））</p> <p>【照明】 蛍光灯は紫外線除去されたものを使用（参考：アーカイブズ資料の展示に関するガイドライン（国際公文書館会議2007年））</p> <p>【防火対策】 イナーゼンガス等による自動消火設備を設置（参考：ISO11799）</p> <p>【清掃】 排気を出さない高性能フィルターを使用した掃除機により、週1回の頻度で全書庫のクリーニングを実施</p> <p>【くん蒸】 酸化エチレンを主剤としたガスを使用</p> <p>【保存容器】 資料の大きさに合うよう個別に作成した中性紙保存箱に収納</p>	<p>（各団体の取組の概要）</p> <p>特定歴史公文書等については、「専用の書庫において永久に保存するものとする」「専用書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする」とされています。</p> <p>（特定歴史公文書ガイドラインB-4(1)(2)）</p> <p>国立公文書館では、展示施設を含めた国の推奨基準や国際的なガイドラインを参考にし、運用しています。歴史公文書等の保存に当たっては、大量にかつ長期的な保存を可能にするために、従来の「傷んでから直す」という「処理的保存」に加え、「劣化を遅らせる」という「予防的保存」の対策を強化していくことをその基本的考え方としています。（歴史公文書等保存方法検討報告書（平成23年3月））</p> <p>各媒体に適した温湿度については、JIS等で適切な基準が定められています。</p> <p>〔参考3〕「各媒体に適した温湿度について」参照</p>	
<p>岡山県立記録資料館</p> <p>【温湿度】 温度22～25℃、湿度55%程度</p> <p>【環境調査・清掃】 収蔵資料を虫菌害から守るため、専門業者による書庫内の環境調査を以下のとおり行い、保存およびくん蒸の計画を策定。調査報告を受けて、重点項目を定めて書庫内清掃（月2回）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温湿度調査、ダスト数、浮遊菌の数（年4回） ・徘徊虫の有無および同定、目視による調査（年6回） ・酸、アルカリ度検査（年1回） <p>【くん蒸】 薬剤くん蒸（外注）、二酸化炭素処理、冷温処理（冷凍庫）</p> <p>【保存容器】 温度・湿度等の変化を和らげ、収納物を長期間安定した状態で保存するため、中性紙保存箱を整備</p>	<p>（本県の今後の方向性）</p> <p>本県の公文書は比較的良好な保存状態にあるものの、将来にわたって適切に保存管理するためには、温湿度管理や中性紙箱での保存以外に、何らかの対策を講じる必要はないか。</p>	
<p>滋賀県</p> <p>【温湿度】 日中は庁舎の空調はあるが、書庫内限定の温度調整はできない。歴史的な文書を保存する7階書庫の温湿度を確認（月1回）している。平成27年11月に除湿機10台を更新し、湿度の調整が可能となった。</p> <p>【防火対策】 ハロンガス</p> <p>【清掃】 年1回程度</p> <p>【保存容器】 歴史的な文書を中性紙保存箱に入れて保存</p>		

保存(4) 代替物の作成・修復

意見交換内容 ○ 劣化した資料の代替物の作成や修復をどのようにすればよいか

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国立公文書館	<p><代替物の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化 平成26年度までの累計145,038冊 平成26年度は、紙から131万コマ、マイクロフィルムから80万コマ、カラーポジフィルムから105点をデジタル化 ・マイクロフィルム化 平成25年度までの累計137,173冊 平成26年度は、1,822巻の風通しおよび調湿剤の交換作業実施 (平成26年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書) 	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p><代替物の作成></p> <p>館は、特定歴史公文書等について、その保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえた複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成する。 (特定歴史公文書ガイドラインB-5)</p> <p><修復></p> <p>「可逆性の原則」……史料に対してとられる保存や修復の処置において元の状態に戻せなくなる可能性のある方法は一切行うべきではないこと。</p> <p>「安全性の原則」……史料に対して影響が少なく、長期的に安定した非破壊的な保存手当や修復方法、材料を選択すること。</p> <p>「原形保存の原則」…保存処置にあたって、史料の原形（簿冊・束・袋などのまともり、史料の包み方、折り方、結び方）をできる限り変更しないこと、史料を改変するような保存手当・修復処置は必要最低限にとどめ、できるだけ原形を残す方法・材料を選択すること。</p>	
	<p><修復></p> <p>重修復283冊、軽修復6,222冊、リーフキャストイング5,544枚（平25） 重修復400冊、軽修復1,054冊、リーフキャストイング1,241枚（平26） (平成26年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書)</p>		
滋賀県	<p><代替物の作成></p> <p>歴史的文書199簿冊（全体9,222簿冊の2.2%）をデジタル化し、紙に出力した複製物を利用に供している。</p>	<p>「記録の原則」……史料群の現状に変更を加える場合は記録に残すこと。資料に何らかの修復処置を施す場合、その原形および処理の内容を、技法・使用材料・処置前後写真などを含めて詳細に記録に残すこと。 (IFLA国際図書館連盟「図書館資料の保存と保護の原則（1986年）」)</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>本県の公文書は、全般的に保存状態は比較的良好と言えるが、劣化が著しい文書の修復については、必要に応じ委託等で行うこととする必要はないか。</p> <p>閲覧のための代替物の作成については、利用頻度や資料の状態を勘案した優先順位をつけるなど、計画的に進める必要はないか。また、デジタル化した資料のデータをそのまま利用に供する方法を検討する必要はないか。</p>	
	<p><修復></p> <p>行っていない。（県指定有形文化財に指定されており、修復には教育委員会への届出が必要）</p>		

利用(5) 利用請求

意見交換内容 ○ 利用請求権の位置付けに伴う行政手続をどのように行うか

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見																				
公文書管理法	<p>国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(公文書管理法16条)</p>	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>公文書管理法では、利用決定期限を定めていませんが、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン(C-6)では、「(1) 館は、利用請求があった場合は速やかに、これに係る処分についての決定(以下「利用決定」という。)をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をするものとする。」「(3) 館は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1)の規定に関わらず、(1)ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。」と、行政機関情報公開法と同様に定めています。</p> <p>条例制定4県では、情報公開条例と同様に、条例または規則で定めています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>情報公開条例では、公開決定期限を15日以内、延長期間を30日以内としているため、同様に、条例または規則で利用決定期限等を定める必要はないか。</p>																					
国立公文書館	<p>館は、利用請求があった場合は速やかに、これに係る処分についての決定(以下「利用決定」という。)をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をするものとする。</p> <p>館は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、館は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。</p> <p>(独立行政法人国立公文書館利用等規則16条)</p>																						
条例制定4県	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用決定期限</th> <th>延長期間</th> <th>情報公開条例と同様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県(規則6条)</td> <td>15日以内</td> <td>30日以内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>島根県(条例18条)</td> <td>15日以内</td> <td>30日以内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>香川県(条例18条)</td> <td>15日以内</td> <td>45日以内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>熊本県(規則10条)</td> <td>15日以内</td> <td>30日以内</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考4)「利用請求に対する措置について」参照</p>				利用決定期限	延長期間	情報公開条例と同様	鳥取県(規則6条)	15日以内	30日以内	○	島根県(条例18条)	15日以内	30日以内	○	香川県(条例18条)	15日以内	45日以内	○	熊本県(規則10条)	15日以内	30日以内	○
	利用決定期限			延長期間	情報公開条例と同様																		
鳥取県(規則6条)	15日以内	30日以内	○																				
島根県(条例18条)	15日以内	30日以内	○																				
香川県(条例18条)	15日以内	45日以内	○																				
熊本県(規則10条)	15日以内	30日以内	○																				
滋賀県	<p>県民情報室長は、申請のあった歴史的文書の内容を確認し、あらかじめ申請者と協議のうえ、閲覧の日時を定めるものとする。</p> <p>(歴史的文書の閲覧等事務処理要領4条5項)</p>																						

利用(6) 簡便な利用

意見交換内容 ○ 利用請求の手続によらない簡便な利用方法が必要ではないか

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
公文書管理法	<p>国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>(公文書管理法23条)</p>	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（C-13留意事項）では、「そもそも特定歴史公文書等が広く国民により利用されるものであることを踏まえれば、少なくとも目録上において「全部利用」、「一部利用」とされたものについては、こうした利用請求の手続を経なくとも利用可能な範囲で随時、簡便に利用できるような仕組み（例えば事前に登録カードを作成し当該カードを提示することにより利用することができる方法等）を整えておくことが必要である。そこで、館は、あらかじめ手続を定めた上で、こうした簡便な利用の方法についての仕組みを整えるものとする。」としています。</p> <p>国立公文書館および鳥取県立公文書館、島根県公文書センターでは、目録において非公開および要審査とされているもの以外については、利用請求の手続によらずに利用に供することができるとしています。</p> <p>「平成25年度における公文書等の管理等の状況についての報告」（平成27年1月）によると、平成25年度の国立公文書館における利用請求による利用件数は2,149件、簡便な方法による利用件数は23,356件で、利用件数の91.6%が簡便な方法によるものとなっています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>利用請求を位置付けることは、知る権利の尊重などから重要ではあるが、一方で手続が煩雑であることから、事前審査の結果が「公開」のものについては、簡便な方法で利用できるように定める必要はないか。</p> <p>簡便な利用方法で利用できるものを増やすためには、事前審査を進める必要があるが、どのように進めていくべきか。</p>	
国立公文書館	<p>館は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める手続のほか、別に定めるところによる簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供することができる。</p> <p>(独立行政法人国立公文書館利用等規則23条)</p> <p>館は、利用の促進を図るため、特定歴史公文書等（目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。以下この章から第7章までにおいて同じ。）について、利用等規則第23条第1項に基づき、利用請求の手続によらずに利用に供することができる。</p> <p>(独立行政法人国立公文書館利用細則11条)</p>		
都道府県	<p>(参考5)「簡便な方法による利用について」参照)</p>		
滋賀県	<p>要綱第3条第1項の規定に基づき歴史的文書の閲覧をしようとする者は、歴史的文書閲覧等申請書（様式第1号）に必要事項を記載して県民情報室長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(歴史的文書の閲覧等事務処理要領4条)</p>		

利用(7) 利用制限基準

意見交換内容 ○ 利用制限情報の該当性の判断基準はどうすべきか

	「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国立公文書館	<p>館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号又は第2号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。</p> <p>館は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。</p> <p>(独立行政法人国立公文書館利用等規則12条2項・3項)</p>	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>公文書管理法16条1項の規定に基づく利用請求は、行政手続法2条3号において定義された「申請」に該当するため、同法5条の規定に基づき利用決定等に係る審査基準を作成し、行政上特別の支障のない限り公にしておく義務があります。また、同法6条の規定に基づき標準処理期間を作成するよう努め、作成したときは公にする必要があります。(参考7「行政手続法・条例について」参照)</p> <p>国立公文書館の審査基準の基本方針は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用制限情報の該当性は利用決定時に判断 ・時の経過を考慮 ・30年原則を踏まえた公開 ・利用制限すべき情報は必要最小限 ・移管元機関の意見を参酌 	
条例制定 4 県	<p>(参考6「時の経過を考慮した利用制限情報該当性の判断基準について」参照)</p>	<p>条例制定4県では、国立公文書館と同様の基準を設けています。</p> <p>滋賀県では、閲覧要綱4条の別表および参考資料に基づき、審査を行っています。</p>	
滋賀県	<p>歴史的文書を閲覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室長(以下「県民情報室長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>県民情報室長は、歴史的文書のうち、事案の完結後30年を経過しないものについては、前項の承認をしないものとする。</p> <p>(滋賀県歴史的文書の閲覧等に関する要綱3条1項・2項)</p>	<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>時の経過を考慮した必要最小限の利用制限を行うため、個人およびその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるか検討すべき経過期間など、利用制限情報の該当性の判断基準を見直し、公表する必要はないか。</p>	

利用(8) 検索・レファレンス

意見交換内容 ○ 検索ツールやレファレンスをどのように充実させるか

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国立公文書館	<p><検索ツール></p> <p>インターネット上の国立公文書館デジタルアーカイブにおいて、簿冊および件名目録の検索が可能</p>	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>特定歴史公文書等の利用は、目録の記載に従って行うこととされているため（公文書管理法16条1項）、利用者が求める情報がどの文書に記録されているかの手掛かりを提供することは、非常に重要となります。</p> <p>特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインにおいては、「特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められる」「レファレンスにあたっては、文書の利用方法等の外形的な案内に留まるのではなく利用者の希望に応じた特定歴史公文書等の検索、参考文献に関する情報提供、特定歴史公文書等が作成された背景に関する説明をすることが望まれる」「こうしたレファレンスを行うための知識は、館の重要な資源であり、一部の担当者に偏って知識が蓄積されることにならないよう、日常業務の一環として明確に位置付け、人事異動の際にもきちんと引き継がれるよう、館としてしかるべく体制を整えなければならない」（C-17留意事項）とされています。</p>	
	<p><レファレンス></p> <p>館は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、次に掲げるレファレンスを行う。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、館の業務として情報提供することが適当でない認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供</p> <p>(2) 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供</p> <p>(3) 特定歴史公文書等の検索方法に係る情報の提供</p> <p>(4) 特定歴史公文書等に関する参考文献、他の公文書館等に関する情報の提供</p> <p>(独立行政法人国立公文書館利用等規則27条1項)</p>		
滋賀県	<p><検索ツール></p> <p>県政史料室において、FileMaker（目録管理ソフト）または紙媒体を用いて、簿冊および件名目録の参照が可能</p> <p>インターネット上において、エクセル形式で簿冊および件名目録を公表</p>	<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>今後、戦後文書を順次移管していくと、現在のホームページ上のエクセル形式での閲覧検索では、画面での情報量が限られ、利用者の利便性に対応しきれないことが見込まれるため、より多くの情報量に対応可能であり、容易に文書の検索ができ、かつ他システムと連携可能な検索システムを導入する必要はないか。</p> <p>レファレンス事例をデータベースとして蓄積し、職員間で共有することで、より充実したレファレンスを行うとともに、事例を公開するなど、利用者の利便性向上にも役立つ必要はないか。</p>	
	<p><レファレンス></p> <p>随時対応している。</p>		

利用(9) デジタルアーカイブ

意見交換内容 ○ 利便性向上のためインターネット上でどのように情報提供するとよいか

	「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国立公文書館	<p>平成17年4月より、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「自由に」「無料で」、館所蔵資料を検索し、資料のデジタル画像等を、インターネットを通じて閲覧できる館デジタルアーカイブを運用するとともに、デジタル画像の作成およびインターネットでデジタル画像の提供を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館デジタルアーカイブのトップページへのアクセス数 346,177件 ・211万コマ（紙からの直接デジタル化131万コマ、マイクロフィルムからのデジタル化80万コマ）をデジタル化し、既に公開している1,103万コマと併せて1,314万コマのデジタル画像を公開 ・特定歴史公文書等の所蔵簿冊1,367,015冊のうち10.6%（145,038冊）をデジタルアーカイブで提供 ・アンケート結果によれば、利用者層は30代から40代の男性が主であり、主に調査研究や業務などのために用いられており、検索、画像閲覧に係る機能面については概ね満足を得られている。 <p>（平成26年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書）</p> 	<p>（各団体の取組の概要）</p> <p>特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（C-13留意事項）においては、「少なくとも目録上において「全部利用」とされている特定歴史公文書等については、インターネットの利用等により、一般に広く公開することができるため、こうした取組についても積極的に行う必要がある」とされています。</p> <p>「全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブ・システムの標準仕様書（平成24年10月一部改訂）」において、デジタルアーカイブ・システムは、以下のことを基本とするものとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全国の公文書館等の全てに対して提供でき、また現実的に利用可能なもの ② 公文書館等の個々の状況に応じ、柔軟に対応可能なもの ③ 公文書館等の現状を踏まえ、容易に導入でき、保守・運用が可能なもの ④ 「いつでも」「どこでも」「だれでも」「自由に」利用可能なサービスを実現するシステム <p>現在、国立公文書館の横断検索システムには、国立国会図書館や大阪府公文書館、京都府立総合資料館などの12の団体が参加しています。</p>	
アジア歴史資料センター	<p>国の機関が所蔵公開している歴史資料のうち日本とアジア近隣諸国等の歴史に関する資料について、これらの所蔵機関において電子化した上で提供を受け、これらをデータベース（デジタルアーカイブ）化してインターネット上で公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開資料 199万件、画像2,913万画像（平成26年度末） 	<p>また、国立公文書館において、クラウド技術等を活用した共同利用型システムの導入が検討されているところです。（平成27年度全国公文書館長会議）</p>	
福井県立文書館	<p>平成26年2月から、収蔵資料管理・検索・画像提供のために、併設する福井県立図書館が管理する貴重資料の目録をも取り込んだ新たなシステムの運用を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開資料 web上 古文書・写真3万件、画像28.6万点 館内閲覧室 古文書・写真13万件、画像292万点 <p>（平成26年度末）</p>	<p>（本県の今後の方向性）</p> <p>国立公文書館の共同利用型システムなど、全国の動向を注視しながら、資料のデジタル画像をインターネット上で提供する最適な方法について、検討する必要があるか。将来的には、デジタルアーカイブ・システムで提供できるよう、資料のデジタル化を計画的に進めていく必要はないか。</p>	

その他(10) 情報発信

意見交換内容 ○ 広く一般の利用に供するためにどのような展示や施設整備が必要か

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国立公文書館	<本館> 入場者数 常設展示（平成26年5月～） 特別展示（春と秋の2回、計46日間） 20,589名 企画展示（4回、計147日間） 9,418名 館外展示（徳島県立博物館 11日間） 1,537名 <つくば分館> 常設展示 企画展示（2回、計40日間） 5,123名 （平成26年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書）	（各団体の取組の概要） 公文書管理法23条では、「国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。」とされています。 特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインでは、「館は、年度ごとに計画を定め、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、歴史的公文書等の利用の促進に努めなければならない」（C-14）とされており、展示テーマや展示会場の設定の工夫、対象者の絞り込み、魅力的な見学プログラムの企画等が求められています。 国立公文書館では、春と秋の特別展示や企画展示に加え、平成26年5月から常設展示を設置しています。通常は、日曜日、土曜日、祝休日、年末年始が休館日ですが、平成26年3月から、月1回程度、土曜に臨時開館を行っています。 滋賀県では、日曜、土曜、祝休日、年末年始を除く日に開室し、2か月単位でテーマに沿った企画展示を開催しています。 他都道府県の公文書館等の開館率は、日曜50.0%、土曜62.5%、祝日27.5%となっていますが、日曜、土曜、祝休日等の開館については、「利用状況は芳しくない」「それほど多くの人を訪れるわけではない」「人的負担が大きい」との意見もあります。	
	岡山県立記録資料館 企画展示（1回、33日間） 465名 所蔵資料展示（6回、2～3か月間） 992名 古文書解説講座（計12回） 720名 記録資料セミナー（5回） 159名 （平成26年度 岡山県立記録資料館年報）		
香川県立文書館 企画展示（3回、2か月間） 7,341名 県庁内の機関から希望を取り展示を実施（平成26年度は4機関） 古文書解説講座（2回）、アーカイブズ講座（2回） 古文書出前講座（10回） 1,483名 講演会（1回） 164名 （香川県立文書館年報第21号（平成27年4月））	（本県の今後の方向性） 企画展示の規模を拡大するなど、より充実した展示内容にする必要はないか。 常設展示の開催を検討するとともに、現在の県政史料室のスペースの拡充等を検討する必要はないか。 日曜、土曜、祝休日の開室については課題であり、他都道府県の状況を参考にしながら、費用対効果を勘案して、検討する必要はないか。		
滋賀県 企画展示（年6回程度、2か月間、各回10数点の資料を展示） 756名 解説講座（年8回程度、職員向け） 117名 講演会（年1回） 111名 年間利用者数 1,703名（来室481名、電信466名、見学756名） （平成26年度 県政史料室利用状況）			

その他(11) 調査研究

意見交換内容 ○ 保有している資料の調査研究とその公表をどのように行うか

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
<p>国立公文書館</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子公文書等の長期保存等に関する調査 「米国（NARA）における電子記録の長期保存等に関する取組みに係る調査報告書」として取りまとめ、館ホームページで公表 保存及び修復に関する調査 館が所蔵する特定歴史公文書等について、脱酸性化処理およびリハウジングという新たな保存方法を試行する調査研究を実施し、「脱酸性化処理・リハウジングの試行実施を通じた調査研究業務報告書」として取りまとめ、館ホームページで公表 館の保存する特定歴史公文書等の内容等についての調査研究 館の保存する特定歴史公文書等の内容等について計画的な調査研究を行い、館の専門的なレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を研究紀要「北の丸」に掲載し、併せて各種広報誌、ホームページ等でも積極的に公表し、利用者の利便性向上に資している。 (平成26年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書) 	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>公文書館法4条1項では、「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」とされています。</p> <p>昭和63年6月1日付けの公文書館法の施行通達では、「調査研究とは、「歴史資料として重要な公文書等に関連する調査研究」のことであるが、それは単なる学術研究ではなく、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究が中心となるものである」とされています。</p> <p>国立公文書館では、以下の調査研究を行い、その成果は、研究紀要誌「北の丸」に、館をめぐる最近の動向や諸外国の公文書館に関する情報は、情報誌「アーカイブズ」に掲載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館および国の保存利用機関が保存する資料の所在情報を、利用者に提供するための方法についての調査研究 国立公文書館の所蔵資料をより広く一般の利用に供するために必要な内容の紹介や、目録および目録データベースに関する調査研究 諸外国の公文書館との相互交流による意見交換、資料収集等を通じた、最新の公文書館制度に関する調査研究 	
<p>岡山県立記録資料館</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県記録資料叢書（年1回） …岡山県の歴史を調査・研究するうえで参考となる、基本的な記録資料 岡山県立記録資料館紀要（年1回） …記録資料館における調査研究の成果をまとめたもの 岡山県立記録資料館だより（年1回） …記録資料館の広報誌で、収蔵資料の御紹介、講座・研修会などの行事報告、館での出来事などを掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館および国の保存利用機関が保存する資料の所在情報を、利用者に提供するための方法についての調査研究 国立公文書館の所蔵資料をより広く一般の利用に供するために必要な内容の紹介や、目録および目録データベースに関する調査研究 諸外国の公文書館との相互交流による意見交換、資料収集等を通じた、最新の公文書館制度に関する調査研究 	
<p>滋賀県</p> <ul style="list-style-type: none"> 「県民情報室だより」（職員向け広報誌）およびホームページに、企画展で取り上げた資料に関する記事を掲載（年12回程度） 季刊誌『湖国と文化』（滋賀県文化振興事業団発行）に、「歴史的文書は語るー県政史料室からー」を寄稿（年4回） 所蔵資料を紹介した本『公文書でたどる近代滋賀のあゆみ』（サンライズ出版）を刊行（平成25年9月） 	<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>現在は、企画展示に合わせて、所蔵資料紹介の記事をホームページ上に掲載しているが、その内容をさらに充実させ、情報紙等で積極的に公表していく必要はないか。</p>	

その他(12) 職員の資質

意見交換内容 ○ 今後の県政史料室に求められるのはどのような人材か

「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国立公文書館	<p>< 公文書館専門官（職員） ></p> <p>(1) 政治学、行政学、法学、歴史学、図書館情報学、情報学、アーカイブズ学、記録管理学等の分野で大学院修士課程を修了した者、又はこれと同等の知識・能力を有する者</p> <p>(2) 上記の知識・能力を活かし概ね2年以上の実務経験がある者、又はこれと同等と認められる者</p>	<p>(各団体の取組の概要)</p> <p>公文書館法（昭和62年法律第115号）は、次のように定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。（4条2項） ・ 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。（附則2項） <p>昭和63年6月1日付けの公文書館法の施行通達では、ここで定める専門職員は、「歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者」であり、「歴史的要素と行政的要素とを併せ持つ専門的な知識と経験が必要である」とされています。また、附則2項は、「専門職員を養成する体制が整備されていないことなどにより、その確保が容易でないために設けられた特例規定」とされています。</p> <p>「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告（平成20年11月）では、文書管理に関する専門家の必要性が明記されているほか、公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議（平成21年6月）は、専門職員の育成の計画的実施（衆議院・参議院）と、資格制度の確立について検討を求めています（参議院）。</p> <p>公的な資格制度はありませんが、日本アーカイブズ学会は、申請に対して審査を行い、登録アーキビストとして登録および公表する取組を行っており、現在60名が登録されています。 参考9「登録アーキビストについて」参照</p>	
	<p>< 公文書館専門員（非常勤） ></p> <p>(1) 政治学、行政学、法学、歴史学（日本近現代史）、図書館情報学、アーカイブズ学、記録管理学、情報学・情報工学等の分野で大学院修士課程を修了した者、又はこれと同等の知識・能力を有する者</p> <p>(2) 概ね2年以上の実務経験がある者、情報管理・処理能力、調査分析能力に優れている者 外国語の能力に優れている者であればなお可</p>		
滋賀県	<p>< 県政史料室嘱託員（非常勤） ></p> <p>必要な経験等…くずし字の解読、パソコン操作（ワード・エクセル等） 公文書館等（アーカイブス機関）の勤務・自治体史編纂の経験あるいは日本近代史に関する知識があれば望ましい</p>	<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>公文書管理制度の確立等に伴い、利用申請業務に加えて調査研究・保存・普及・デジタル化業務など、専門職員が担うべき職務範囲が拡大することが見込まれるため、多様な知識を有する職員を採用し、業務や研修を通して育成していく必要があるのではないか。</p>	
	<p>< 教育委員会技師（文化財保護技術者・文献）（職員） ></p> <p>(1) 大学または大学院で日本史（中、近世史）を専攻して卒業した者およびこれに準ずる能力を有する者</p> <p>(2) 史跡調査、文献解題等に従事した経験を有する者</p>		

その他(13) 県政史料室の位置付け

意見交換内容 ○ 公文書館機能が確保されるなら、必ずしも条例設置でなくてもよいか

	「国」「公文書館設置団体」「滋賀県」の現状	意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国	<p>この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立公文書館とする。 （国立公文書館法3条）</p> <p>国立公文書館は、特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。 （国立公文書館法4条）</p>	<p>（各団体の取組の概要） 公文書館法（昭和62年法律第115号）は、次のように定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。（3条） ・公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。（4条1項） ・公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。（5条1項） 	
都道府県	<p>30道府県で条例、3都県で規則、2県で要綱により設置されている。 〔参考10〕「各都道府県公文書館の設置状況」参照 〔参考11〕「公文書館設置条例以外での公文書館の設置例について」参照</p>	<p>昭和63年6月1日付けの公文書館法の施行通達では、4条1項は、「本法に定める公文書館とは、歴史資料として重要な公文書等の保存、閲覧及び調査研究を単にその業務として行う施設ではなく、これら三つの業務を行うことを目的とする施設であることを明示したものである」としています。また、5条1項は、「公文書館の設置主体を明確にしたもので、公文書館を必ず設置しなければならないことを定めている規定ではない」としています。</p>	
滋賀県	<p>平成20年6月、県庁舎内に県政史料室を開設し、「滋賀県歴史的文書の閲覧等に関する要綱」に従って歴史的文書を一般の利用に供しているが、設置根拠となる規定はない。</p>	<p>（本県の今後の方向性） 現在の県政史料室は、設置に関する規定はないが、公文書館法4条1項で定める保存、閲覧および調査研究の三つの業務を行うことを目的として設置されており、公文書館の役割を果たしていくためには、必ずしも公の施設として条例設置する必要はないのではないか。</p>	

有識者懇話会の今後のスケジュール

1 開催時期

平成27年度	8月20日	滋賀県庁本館 4階	4 A会議室
	11月10日	滋賀県庁本館 4階	4 A会議室
	12月22日	滋賀県大津合同庁舎 7階	7 A会議室
	2月19日	滋賀県庁本館 4階	4 A会議室
平成28年度	5月頃		

2 意見交換内容

- 第1回 本県の公文書管理の現状と課題（公文書管理法施行以後の諸課題）
- 第2回 公文書管理法に則した公文書管理の実施に対する本県の問題点
- 第3回 本県にふさわしい公文書館機能の在り方とその対応
- 第4回 今後の公文書管理の在り方のまとめ（骨子）
- 第5回 今後の公文書管理の在り方のまとめ（案）

